

小規模企業共済契約申込書の記入方法

記入箇所は、朱書きの部分となります

- ※ 4枚目の様式① 101-①は、統轄店経由機構行
- ※ 5枚目の様式① 101-②は、委託機関の控
- ※ 6枚目の様式① 101-③は、加入申込者本人の控

1 戸籍上の氏名を記入してください。(通称名は不可)

5 必ず団地名、マンション名も記入してください。

7 主たる業種の事業内容について、本ページ下の欄にある業種記入例を参考に具体的に記入してください。(共同経営者の方は事業主の方の業種を記入してください。)

8 常時使用する従業員には家族従業員および臨時雇いは含みません。

14 [現金を納付されない方] 申込み時に現金を納付されない場合、申込み月から2か月後(処理が遅れた場合はその翌月)の初回請求時に、申込み月から請求月までの掛金を預金口座振替で請求いたします。⑩については、初回口座振替分の他に前納を希望する場合はお記入してください。半年払い/年払いを指定される場合、初回口座振替分(6か月分/12か月分)の他に、さらに前納をする場合を除いては、記入不要です。

29 共同経営者の方は事業主の方に依頼し、必ず事業主の方が記入してください。①～⑤について事業主の方に確認いただき、事業主の方の署名をお願いします。また、事業主の方が既に個人事業主として(※)加入している場合は、個人事業主の方の共済契約者番号を記入してください。 ※事業主の方が共同経営者または会社等の役員として加入している場合は、共同経営者として加入できません。

11月および12月に「現金なし」で加入される場合、口座振替は翌年1月以降となり、当年の所得控除の対象にはなりませんのでご注意ください。
11月および12月に加入される方で、当年の所得控除を希望される方は、必ず「現金あり」でお申し込みください。

業種記入例		
従業員数による加入要件	業種分類	⑦業種記入例 (⑦業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業 小売業 サービス業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売 衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ、飲食店 理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以上が加入対象となる業種	農林水産業 鉱業・採石業 建設業 製造業 運輸・通信業 サービス業 その他	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖 採掘、採石、砂・砂利・玉石採取 一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事 水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造 個人タクシー、道路貨物運送 旅館、民宿、スポーツクラブ 損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業、クリーニング、自動車修理、オートバイ修理

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

小規模企業共済掛金預金口座振替申出書の記入方法

申込者の記入箇所は、朱書きの部分となります

- ※ 4枚目の様式① 201-①は、統轄店経由機構行
- ※ 5枚目の様式① 201-②は、取扱店の控
- ※ 6枚目の様式① 201-③は、加入申込者本人の控

1 戸籍上の氏名を記入してください。(通称名は不可)

5 必ず団地名、マンション名も記入してください。

7 主たる業種の事業内容について、本ページ下の欄にある業種記入例を参考に具体的に記入してください。(共同経営者の方は事業主の方の業種を記入してください。)

8 常時使用する従業員には家族従業員および臨時雇いは含みません。

14 [現金を納付されない方] 申込み時に現金を納付されない場合、申込み月から2か月後(処理が遅れた場合はその翌月)の初回請求時に、申込み月から請求月までの掛金を預金口座振替で請求いたします。⑩については、初回口座振替分の他に前納を希望する場合はお記入してください。半年払い/年払いを指定される場合、初回口座振替分(6か月分/12か月分)の他に、さらに前納をする場合を除いては、記入不要です。

29 共同経営者の方は事業主の方に依頼し、必ず事業主の方が記入してください。①～⑤について事業主の方に確認いただき、事業主の方の署名をお願いします。また、事業主の方が既に個人事業主として(※)加入している場合は、個人事業主の方の共済契約者番号を記入してください。 ※事業主の方が共同経営者または会社等の役員として加入している場合は、共同経営者として加入できません。

11月および12月に「現金なし」で加入される場合、口座振替は翌年1月以降となり、当年の所得控除の対象にはなりませんのでご注意ください。
11月および12月に加入される方で、当年の所得控除を希望される方は、必ず「現金あり」でお申し込みください。

業種記入例		
従業員数による加入要件	業種分類	⑦業種記入例 (⑦業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業 小売業 サービス業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売 衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ、飲食店 理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以上が加入対象となる業種	農林水産業 鉱業・採石業 建設業 製造業 運輸・通信業 サービス業 その他	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖 採掘、採石、砂・砂利・玉石採取 一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事 水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造 個人タクシー、道路貨物運送 旅館、民宿、スポーツクラブ 損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業、クリーニング、自動車修理、オートバイ修理

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

10 事業上の地位に○を付けてください。

11 会社等の役員の方は会社等の住所、共同経営者の方は事業主の方の自宅住所を記入してください。

12 個人事業主の方と共同経営者の方は事業所の屋号を、会社等の役員の方は会社等の名称を記入してください。屋号のない方は記入不要です。

14 現金あり、なしを選び○を付けてください。

15 1,000円から500円刻みで70,000円まで指定できます。

17 払込区分に○をつけてください。

19 [現金を納付される方] 申込み時に取扱い窓口に現金を納付してください。⑫については、半年払い/年払いを指定される場合は必ずご記入いただき、⑫と合わせて⑬の金額をお支払いください。毎月払いを指定された場合でも前納掛金を納付することは可能です。

25 共同経営者の方は事業主の方の氏名・生年月日・続柄・性別をご記入してください。

この欄は申込み地位に関わらず全ての方が①②③についてご確認のうえ署名してください。

3 加入申込者本人の個人口座以外、指定できません。

1 戸籍上の氏名を記入してください。(通称名は不可)

5 必ず団地名、マンション名も記入してください。

7 主たる業種の事業内容について、本ページ下の欄にある業種記入例を参考に具体的に記入してください。(共同経営者の方は事業主の方の業種を記入してください。)

8 常時使用する従業員には家族従業員および臨時雇いは含みません。

14 [現金を納付されない方] 申込み時に現金を納付されない場合、申込み月から2か月後(処理が遅れた場合はその翌月)の初回請求時に、申込み月から請求月までの掛金を預金口座振替で請求いたします。⑩については、初回口座振替分の他に前納を希望する場合はお記入してください。半年払い/年払いを指定される場合、初回口座振替分(6か月分/12か月分)の他に、さらに前納をする場合を除いては、記入不要です。

29 共同経営者の方は事業主の方に依頼し、必ず事業主の方が記入してください。①～⑤について事業主の方に確認いただき、事業主の方の署名をお願いします。また、事業主の方が既に個人事業主として(※)加入している場合は、個人事業主の方の共済契約者番号を記入してください。 ※事業主の方が共同経営者または会社等の役員として加入している場合は、共同経営者として加入できません。

11月および12月に「現金なし」で加入される場合、口座振替は翌年1月以降となり、当年の所得控除の対象にはなりませんのでご注意ください。
11月および12月に加入される方で、当年の所得控除を希望される方は、必ず「現金あり」でお申し込みください。

業種記入例		
従業員数による加入要件	業種分類	⑦業種記入例 (⑦業種欄には、加入申込者の事業内容を具体的に記入してください。)
常時使用する従業員数5人以下が加入対象となる業種	卸売業 小売業 サービス業	農畜産物卸売、食料卸売、建築材料卸売、医薬品卸売 衣服小売、酒小売、ガソリンスタンド、スーパー、コンビニ、飲食店 理容・美容室、エステサロン、弁護士、税理士、個人医院、整体院、学習塾、自転車修理
常時使用する従業員数20人以上が加入対象となる業種	農林水産業 鉱業・採石業 建設業 製造業 運輸・通信業 サービス業 その他	米作農業、果樹作農業、酪農、養豚、造園、植林、養殖 採掘、採石、砂・砂利・玉石採取 一般土木建築、造園工事、舗装工事、内装工事、電気設備工事、通信設備工事 水産加工業、食料品製造、製紙、衣服製造、木材・木製品製造、家具製造、電子部品製造 個人タクシー、道路貨物運送 旅館、民宿、スポーツクラブ 損保代理店、質屋、不動産賃貸・管理業、クリーニング、自動車修理、オートバイ修理

※2つ以上の事業を行っている場合は、主たる事業をご記入ください。

押印箇所はそれぞれ加入申込者本人の個人口座の届出印を押ししてください。

「ギンコウ」「シテン」もフリガナを書いてください。

6 加入申込者の生年月日を記入してください。

8 加入申込者の電話番号を記入してください。

10 上記の金融機関で、店舗名・預金項目・口座番号・口座名義人・届け出印の確認を受けてください。

本申出書による掛金振替開始月は、原則次のとおりになります。
1. 加入申込み時に現金を納付されなかった方
・加入申込み時の翌々月に毎月払いの場合は3か月分、半年払い/年払いは6か月分、年払いは12か月分の掛金を請求します。
2. 加入申込み時に現金を納付された方
・加入申込み時に掛金を前納した場合は、中小機構が前納金を掛金に充当し終わった翌月から掛金を請求します。
・加入申込み時に掛金を前納しなかった場合は、加入申込み月の翌々月に2か月分(加入申込み月の翌月分および翌々月分)の掛金を請求します。

(ご注意)
(小規模企業共済掛金の税法上の取扱い)
納付した掛金は全額を小規模企業共済掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。掛金は、共済契約者自身の所得の中から納付していただきますので、事業上の必要経費または損金には算入できません。

中小機構と業務委託契約を結んでいる金融機関を指定してください。